

標準引越運送約款

(平成二年運輸省告示第五百七十七号)
最終改正令和七年国土交通省告示第九十三号

目次

- 第一章 総則(第一条、第二条)
- 第二章 見積り(第三条)
- 第三章 運送の引受け(第四条、第五条)
- 第四章 荷物の受取(第六条、第八条)
- 第五章 荷物の引渡し(第九条、第十二条)
- 第六章 指図(第十三条、第十四条)
- 第七章 事故(第十五条、第十七条)
- 第八章 運賃等(第十八条、第二十一条)
- 第九章 責任(第二十二条、第二十九条)

第一章 総則

(適用範囲)

第一条 この約款は、一般貨物自動車運送事業により行う引越運送及びこれに附帯する荷造り、不用品の処理等のサービスに適用されます。ただし、事業所等の移転又は当店が提供する定型の容器を用いて定額で行う運送であつて、この約款によらない旨をあらかじめ告知した場合には、適用されません。

2 この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によりします。

3 当店は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

(受付日時)

第二条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

第二章 見積り

(見積り)

第三条 当店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金(以下「運賃等」という。)について、試算(以下「見積り」という。)を行います。

2 見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。

- 1 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 2 荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 3 荷物の受取日時及び引渡日
- 4 発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号
- 5 運賃等の合計額、内訳及び支払方法
- 6 解約手数料の額
- 7 当店の名称、事業許可番号、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号
- 8 荷受人及び荷受人並びに当店が行う作業内容
- 9 その他見積りに関し必要な事項

3 前項第五号の記載については、第三号及び第四号の事項並びに横込み、取卸し、搬出及び搬入作業、荷造り作業、開梱作業等に応じて運賃等の内容(と)に区分してわかりやすく記載します。

4 見積料は請求しません。ただし、発送地又は到達地において下見を行った場合に限り、下見に要した費用を請求することがあります。

5 当店は、見積りの際、内金、手付金等、前項ただし書の規定による下見に要した費用を除く。を請求しません。

6 当店は、見積り時に申込者に対して、この約款を提示します。

7 当店は、見積書に記載した荷物の受取日の三日前までに、申込者に対して、見積書の記載内容の変更の有無等について確認を行います。

第三章 運送の引受け

(引受け拒絶)

第四条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、引越運送の引受けを拒絶することがあります。

- 1 運送の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- 2 運送に適する設備がないとき。
- 3 運送に関する申込者から特別の負担を求められたとき。
- 4 運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 5 天災その他やむを得ない事由があるとき。
- 6 荷物が次に掲げるものであるときは、当該荷物に限り引越運送の引受けを拒絶することがあります。
 - 1 現金、有価証券、宝石貴金属、預金通帳、キャッシュカード、印鑑等荷受人において携帯することのできる貴重品
 - 2 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼす恐れのあるもの
 - 3 動植物、ピアノ、美術品、骨董品等運送に当たつて特殊な管理を要するため、他の荷物と同時に運送することに適さないもの
- 7 申込者が第八条第一項の規定によるその種類及び性質の申告をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないもの

(連絡運輸又は利用運送)

第五条 当店は、荷受人の利益を書しなない限り、引き受けた荷物の運送を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

第四章 荷物の受取

(荷物の受取を行う日時)

第六条 当店は、見積書に記載した受取日時に荷物を受け取ります。

第七条 (荷造り) 荷造り人は、荷物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

2 当店は、荷物の荷造りが運送に適さないときは、荷受人に対して必要な荷造りを要求し、又は荷受人の負担により必要な荷造りを行います。

3 前二項の規定にかかわらず、当店は荷受人からの申込みに応じて、荷受人の負担により必要な荷造りを行います。

(荷物の種類及び性質の確認)

第八条 当店は、荷物を受け取る時に、第四条第二項各号に掲げる荷物、貴重品(第四条第二項第一号及び第三号に掲げるものを除く。)、壊れやすいもの(パソコン等の電子機器を含む。第二十四条第二項において同じ。)、変質若しくは腐敗しやすいもの等運送上特段の注意を要するもの有無並びにその種類及び性質を申告することを荷受人に求めます。

2 当店は、前項の場合において、その種類及び性質につき荷受人が告げたことに疑いがあるときは、荷受人の同意を得てその立会いの上で、これを点検することができます。

3 当店は、前項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷受人の申告したところと異ならないときは、第二項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷受人の申告と異なるときは、点検に要した費用は荷受人の負担とします。

第五章 荷物の引渡し

(荷物の引渡しを行う日)

第九条 当店は、見積書に記載した引渡日に荷物を引き渡します。また、荷物受取時に、引渡日時を荷受人又は荷受人に対して通知します。

(荷受人が不在の場合の措置)

第十条 荷受人が見積書に記載した引渡日に引渡先に不在のおそれのある場合には、あらかじめ荷受人に対し、荷受人に代わつて荷物を受け取る者(以下「代理受取人」という。)の氏名及び連絡先の申告を求めます。

2 荷受人が見積書に記載した引渡日に不在であった場合には、当該代理受取人に対する荷物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。

(引渡しができない場合の措置)

第十一条 当店は、荷受人又は代理受取人(以下「荷受人等」という。)を確認することができないとき、又は荷受人等が荷物の受取を拒んだとき、若しくはその他の理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく荷受人に対し、相当の期間を定めて荷物の処分につき指図を求めます。

2 前項に規定する指図の請求及びその指図に従つて行つた処分を要した費用は荷受人の負担とします。

(引渡しができない荷物の処分)

第十二条 当店は、相当の期間内に前条第一項に規定する指図がないときは、荷物を倉庫業者に寄託し又は供託し若しくは競売することがあります。

2 前項の規定による処分を行ったときは、遅滞なくその旨を荷受人又は荷受人に対して通知します。

3 第一項の規定による処分を要した費用は、荷受人の負担とします。

4 当店は、第一項の規定により競売したときは、その代価の全部又は一部を運賃等並びに指図の請求及び競売に要した費用に充当し、不足があるときは、荷受人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷受人に交付し、又は供託します。

第六章 指図

(指図)

第十三条 荷受人は、当店に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。

2 前項に規定する荷受人の権利は、荷受人に荷物を引き渡したときは、行使することができません。

(指図に応じない場合)

第十四条 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認めるときには、前条第一項の規定による荷受人の指図に応じないことがあります。

2 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷受人に通知します。

第七章 事故

(事故の際の措置)

第十五条 当店は、荷物の全部の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を荷受人に通知します。

2 当店は、荷物の相当部分の滅失又は全部若しくは相当部分の損傷を発見したとき、又は荷物の引渡しが見積書に記載した引渡日より遅延すると判断したときは、遅滞なく荷受人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。

3 当店は、前項の場合において、指図を待つかまないと認めるとき、又は当店の定めた期間内に指図がないときは、荷受人の利益のために、当店の裁量によって運送の中止又は運送経路若しくは運送方法の変更その他適切な処分をします。

4 当店は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷受人に通知します。

5 第二項の規定にかかわらず、当店は運送上の支障が生ずると認める場合には、荷受人の指図に応じないことがあります。

6 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷受人に通知します。

7 当店は、荷物の一部が滅失又は損傷を発見したときは、荷受人の指図を求めずに運送を続行した上で、遅滞なくその旨を荷受人に通知します。

(危険品等の処分)

第十六条 当店は、荷物が危険品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるものを運送の途上で知つたときは、荷物の取卸しその他運送上の損害を防止するための処分をします。

2 前項に規定する処分を要した費用は、荷受人の負担とします。

3 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷受人に通知します。

(事故証明書の発行)

第十七条 当店は、荷物の滅失、損傷又は遅延に関し、証明の請求があつたときは、荷物を引き渡した日(滅失のときは見積書に記載した引渡日)から一年以内限り、事故証明書を発行します。

第八章 運賃等

(運賃及び料金)

第十八条 運賃及び料金並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によりします。

2 運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は店頭に掲示するとともに、当店のウェブサイトに掲載します。

3 当店は、申し込みを受けた運送に附帯するサービスを行ったときは、これに係る料金を収受します。

(運賃等の収受)

第十九条 当店は、荷物を受け取る時に見積書に記載された支払方法により、荷受人から運賃等を収受します。

2 当店は、次の事項を記載した請求書に基づき運賃等を請求します。

- 1 運賃等の請求相手方の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 2 発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号
- 3 運賃等の合計額及びその内訳(運賃等の内容(と)に区分してわかりやすく記載します。)
- 4 当店の名称、住所、電話番号及び問い合わせ窓口電話番号
- 5 その他運賃等の収受に必要事項

3 前項各号について、当店は見積書に記載した内容に準拠して記載します。ただし、見積りを行った後に当該内容に変更が生じた場合は、当該変更に応じて所要の修正を行います。

4 前項ただし書の場合において、変更が生じた結果、実際に要する運賃等の合計額が見積書に記載した運賃等の合計額と異なることとなった場合の修正については、次の各号に基づき行います。

- 1 実際に要する運賃等の合計額が見積書に記載した運賃等(以下「見積り運賃等」という。)の合計額より少ない場合
- 2 実際に要する運賃等の合計額が見積書に記載した運賃等(以下「見積り運賃等」という。)の合計額より多い場合

二 実際に要する運賃等の合計額が見積り運賃等の合計額を超える場合、荷受人の責任による事由により見積り運賃等の算出の基礎に変化が生じたときに限り、実際に要する運賃等の合計額及びその内容に修正します。

5 当店は、第一項の規定にかかわらず、荷物を引き渡した後に荷受人等から運賃等を収受することを認めることがあります。この場合においては、第二項から前項までの規定を準用します。

(事故等と運賃、料金)

第二十条 当店は、第三条の規定により処分をしたときは、その処分に要する運賃、料金その他の費用を収受し、並びに当店が既に行つた運送及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を収受します。

2 当店は、第十五条第二項及び第三項の規定により処分をしたときは、事故等が荷受人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に限り、その処分に要する運賃、料金その他の費用を収受します。

3 当店は、荷物の一部の滅失若しくは損傷又は遅延が生じた場合において申込みに係る運送を続行した場合は、運賃等の全額を収受します。

4 当店は、第十五条第一項に規定する荷物の全部の滅失又は同条第二項に規定する荷物の相当部分の滅失又は全部若しくは相当部分の損傷が生じた場合は、当該事故が荷受人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に限り、当店が既に行つた運送及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を収受します。

5 第一項、第二項又は第四項の規定において、当店は既にその荷物について運賃等の全部又は一部を収受している場合は、払い戻しします。

(解約手数料又は延期手数料等)

第二十一条 当店は、解約手数料又は延期手数料を請求する場合は、その解約又は受取日の延期の原因が荷受人の責任によるものであつて、解約又は受取日の延期の指図が見積書に記載した受取日の前々日、前日又は当日に行われたときに限ります。ただし、第三条第七項の規定による確認を行わなかつた場合には、解約手数料又は延期手数料を請求しません。

2 前項の解約手数料又は延期手数料の額は、次の各号のとおりとします。

- 1 見積書に記載した受取日の前々日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき、見積り運賃等(料金にあつては、横込み、取卸し、搬出、搬入、荷造り及び開梱に要するものに限る。次号及び第三号において同じ。)の二十パーセント以内
- 2 見積書に記載した受取日の前日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき、見積り運賃等の三十パーセント以内
- 3 見積書に記載した受取日の当日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき、見積り運賃等の五十パーセント以内

3 解約の原因が荷受人の責任による場合には、解約手数料とは別に、当店が既に実施し、又は着手した附帯サービスに要した費用(見積書に明記したものに限る。)を収受します。

4 第一項ただし書の規定は、前項の費用の収受について準用します。

第九章 責任

(責任と証明等)

第二十二条 当店は、荷物の受取(荷造りを含む。)から引渡し(開梱を含む。)までの間にその荷物その他のものが滅失若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は荷物が遅延したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、開梱、受取、引渡し、保管及び運送について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

(免責)

第二十三条 当店は、次の事由による荷物の滅失、損傷又は遅延の損害については、損害賠償の責任を負いません。

- 1 荷物の欠陥、自然の消耗
- 2 荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
- 3 ストライキ若しくはサボタージュ、社会的騷擾その他の事変又は強盗
- 4 不可抗力による火災
- 5 予見できない異常な交通障害
- 6 地震、津波、洪水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
- 7 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
- 8 荷受人又は荷受人等の故意又は過失

(引受け制限事項に関する特則)

第二十四条 当店は、第四条第二項各号に掲げる荷物については、当店の旨を知つて引き受けた場合に限り、当店は、当該荷物の滅失、損傷又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

2 貴重品、壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等運送上の特段の注意を要する荷物(第四条第二項各号に掲げるものを除く。))については、荷受人が第八条第一項の規定によるその有無の申告をせず、かつ、当店が過失なくしてその存在を知らなかつた場合は、当店は、運送上の特段の注意を払わなかつたことにより生じた当該荷物の滅失若しくは損傷又は当該荷物により生じた他の荷物の滅失、損傷若しくは遅延について、損害賠償の責任を負いません。

(責任の特別消滅事由)

第二十五条 荷物の一部の滅失又は損傷について、当店の責任は、荷物を引き渡した日から三月以内に通知を發しないう限り消滅します。

2 前項の規定は、当店がその損害を知つて荷物を引き渡した場合においては、適用しません。

3 荷受人が第三者から委託を受けた荷物の運送を当店が行う場合において、当該荷物の運送に係る荷受人への荷物の引渡しの日から三月以内に、荷受人が、第一項の通知を受けたときは、荷受人に対する当店の責任に係る第一項の期間は、荷受人が当該通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなします。

(損害賠償の額)

第二十六条 当店は、荷物の滅失又は損傷は、より直接生じた損害を賠償します。

2 当店は、遅延により生じた損害については、次の各号の規定により賠償します。

- 1 見積書に記載した受取日時に荷物の受取をしなかつたとき、受取遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。
- 2 見積書に記載した引渡日に荷物の引渡しをしなかつたとき、引渡遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。
- 3 第一号及び第二号が同時に生じたとき、受取遅延及び引渡遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。

3 前項の規定にかかわらず、当店の故意又は重大な過失によつて荷物の受取又は引渡しの遅延が生じたときは、当店はそれにより生じた損害を賠償します。

(除斥期間)

第二十七条 荷物の滅失、損傷又は遅延についての当店の責任は、荷物の引渡しされた日(荷物の全部滅失の場合にあっては、その引渡しされるべき日)から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。

2 前項の期間は、荷物の滅失等による損害が発生した後、合理的に限り、合理的により延長することがあります。

3 荷受人が第三者から委託を受けた荷物の運送を当店が行う場合において、荷受人が第一項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、荷受人に対する当店の責任に係る同項の期間は、荷受人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三月を経過する日まで延長されたものとみなします。

第二十八条 当店が他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送を行う場合において、運送上の責任は、この運送約款により当店が負います。

(荷受人又は荷受人等の賠償責任)

第二十九条 荷受人又は荷受人等は、自らの故意若しくは過失により、又は荷物の性質若しくは欠陥により当店に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、荷受人又は荷受人等が過失なくしてその性質若しくは欠陥を知らなかつたとき、又は当店がこれを知つたときは、この限りではありません。

(施行期日)

附則

1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。

2 この告示の施行前に締結された運送契約に係る標準引越運送約款の適用については、なお従前の例による。

③引越運賃料金適用方（新）

この運賃料金は引越荷物を運送する場合に適用します。ただし事業者等の移転又は定型の容器を用いて定額で行う運送であって、引越約款によらない旨をあらかじめ告知した場合には適用しません。

（運賃料金の適用）

- この運賃及び料金は、実車キロ（荷物を積んで運送する距離をいいます。以下同じ）が100キロメートル以内は時間制運賃を適用し、100キロメートルを超える場合は距離制運賃を適用します。

（運賃料金計算の基本）

- 時間制運賃は、使用車両及び基礎作業時間（車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に戻るまでの時間をいいます。）の別（8時間制又は4時間制の別）ごとに計算します。

この場合、4時間制運賃は、基礎作業時間が午前から午後にながらぬ場合であって、かつ、4時間以内のときにのみ適用します。

また、8時間制運賃は、上記以外の場合（基礎作業時間が午前から午後にながらぬ場合又は4時間を超える場合）に適用しますが、基礎作業時間が8時間を超える場合は、超過時間に応じて所定の時間加算額を加えて計算します。

- 距離制運賃の運送距離の計算は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。

ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

（運賃計算の方法）

- (1) 運賃は使用車両の最大積載量（標記トン数といえます。以下同じ）及び時間又は運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額（基準運賃といえます。以下同じ）の上下それぞれ10%の範囲内で計算します。

ただし単品の引越荷物や大口引越件数、大口引越荷物の場合、又は引越荷物の引受状況により当運賃の計算方法は適用しないものとします。

- (2) 割増率が適用される場合は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加算した上で、上下それぞれ10%の範囲内で計算します。

ただし単品の引越荷物や大口引越件数、大口引越荷物の場合、又は引越荷物の引受状況により当運賃の計算方法は適用しないものとします。

- (3) 2種類以上の割増率が重複する場合には、それぞれの率をあらかじめ加算した上で計算します。

（は数の処理）

- 運賃又は料金を計算する場合において生じたは数は、次により処理します。

(1) 計算した金額が10,000円未満のときは、100円未満のは数は100円に切り上げます。

(2) 計算した金額が10,000円を超えるときは、500円未満のは数は500円に、500円を超える、1,000円未満のは数は1,000円に切り上げます。

（冬期割増）

- 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

冬期割増区間の運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.2

地 域	期 間	割増率
北海道	01月16日 至4月15日	2割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・高知県・岩手県・福島県・宮城県・岐阜県	自12月1日 至3月31日	2割

（休日割増）

- 土曜、日曜祝祭日及びそれぞれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

土曜、日曜祝祭日に運送した運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.2

土曜、日曜祝祭日に運送した時間又は距離に限る。	2割
-------------------------	----

（深夜・早朝割増）

- 深夜・早朝割増の適用時間（午後10時から午前5時まで）におこなわれる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

深夜・早朝割増適用時間に運送した運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.3

午後10時から午前5時までに運送した時間又は距離に限る。	3割
------------------------------	----

株式会社サカイ引越センター

（荷役に係る料金）

9-1. 荷役作業（積込み、取卸し、搬出及び搬入作業）、荷造り作業、開梱作業にかかる費用（運転手作業員料を除く）は、以下に定める料金を収受します。

1. 荷役作業員料

	上限	下限
作業員1人 1時間までごとに	50,000円	5,000円

2. 荷造作業員料

	上限	下限
作業員1人 1時間までごとに	15,000円	2,000円

3. 開梱作業員料

	上限	下限
作業員1人 1時間までごとに	15,000円	2,000円

9-2. 実車キロが100キロメートルを超える運送であって車両が引越荷物の発地又は着地に

到着後、荷主の都合によって、留置された時間（荷物の積込、又は取卸しの時間を含みます。）が下記の所定時間を超えた場合は、車両留置料を収受します。

車種別	6トン車まで	6トン車を超え12トン車まで
発地又は着地ごとに	120分	150分

車両留置料

車種別 時間	1トン車まで	2トン車まで	3トン車まで	4トン車まで	5トン車まで	6トン車まで	8トン車まで	10トン車まで	12トン車まで
	30分まで ごとに	1,291	1,428	1,539	1,638	1,735	1,971	2,217	2,478

（繁忙期割増）

- 繁忙期割増の適用期間にまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

繁忙期に運送した運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.3

繁忙期に運送した時間又は距離に限る。	3割
--------------------	----

期 間	割 増 率
自3月15日～至4月15日	3割
自7月20日～至8月31日	
自12月20日～至12月31日	

（消費税及び地方消費税の加算方法）

- (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
- (2) 前号により計算した金額に1円未満のは数が生じた場合には1円単位に四捨五入します（計算の順序）

- 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。

- ① 使用車両及び時間又は運送距離による運賃の計算
- ② 割増率の適用の計算
- ③ 上下それぞれ10%幅の適用計算
- ④ 5.による運賃は改処理
- ⑤ 料金（は数処理を含む）の計算
- ⑥ 11.による加算の計算
- ⑦ 実費の計算

（実費負担）

- 次に定める荷主の要求により要する費用は、実費として収受します。

- (1) 諸資材料（運搬料含む）
- (2) 特殊荷役機械使用料
- (3) 有料道路利用料
- (4) 一時保管料

- フェリーボート利用料（自動車航送船利用料）

- (1) 実車キロが100キロメートル以内の運送（時間制運賃）であって、運送区間中に

フェリーボートを利用して運送する場合（4時間又は8時間の範囲内で終了する引越作業）には次の式により算出した金額を収受します。

使用車両の航送料（助手に係る旅客運賃を含む）×2

ただし、基礎作業時間（4時間又は8時間）を超えた場合は、超過時間に応じた時間加算額相当額を加算した実費を収受します。

- (2) 実車キロが100キロメートルを超える運送（距離制運賃）であって、運送区間中に

フェリーボートを利用して運送する場合には次の式により算出した金額を収受します。

（使用車両の航送料（助手に係る旅客運賃を含む）+航送期間中の固定費

（時間あたり車両留置料相当額×航送所要時間）×2

（その他）

- この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。

◎引越運賃料金（新）

株式会社サイ引越センター

引越運賃（※消費税を含む金額の表示とする）

（単位：円）

種別	車両別										
	1トン車まで	1.5トン車まで	2トン車まで	3トン車まで	4トン車まで	5トン車まで	6トン車まで	8トン車まで	10トン車まで	12トン車まで	
時間制	4時間制	16,500	36,300	44,000	48,400	51,700	55,000	58,300	60,500	67,100	73,700
	8時間制	45,100	62,700	75,900	89,100	92,400	95,700	99,000	103,400	110,000	116,600
	昼間作業時間8時間を超える場合は	5,720	7,370	9,020	10,670	11,000	11,440	11,880	12,430	13,200	14,080
距離制	100kmを超え150kmまで	72,600	85,800	100,100	114,400	117,700	121,000	126,500	130,900	137,500	144,100
	200kmまで	79,200	92,400	107,800	123,200	126,500	129,800	137,500	141,900	148,500	155,100
	300kmまで	95,700	108,900	126,500	144,100	147,400	150,700	162,800	167,200	173,800	180,400
	400kmまで	107,800	121,000	140,800	160,600	163,900	167,200	183,700	188,100	194,700	201,300
	500kmまで	119,900	133,100	155,100	177,100	180,400	183,700	204,600	209,000	215,600	222,200
	600kmまで	132,000	145,200	169,400	193,600	196,900	200,200	225,500	229,900	236,500	243,100
	700kmまで	146,300	159,500	185,900	212,300	215,600	218,900	248,600	253,000	259,600	266,200
	800kmまで	157,300	170,500	200,200	227,700	231,000	234,300	268,400	272,800	279,400	286,000
	900kmまで	170,500	183,700	216,700	245,300	248,600	251,900	290,400	294,800	301,400	308,000
	1000kmまで	183,700	196,900	233,200	262,900	266,200	269,500	312,400	316,800	323,400	330,000
	1100kmまで	199,100	212,300	251,900	282,700	286,000	289,300	336,600	341,000	347,600	354,200
	1200kmまで	212,300	225,500	268,400	300,300	303,600	306,900	358,600	363,000	369,600	376,200
	1300kmまで	225,500	238,700	284,900	317,900	321,200	324,500	380,600	385,000	391,600	398,200
	1400kmまで	238,700	251,900	301,400	335,500	338,800	342,100	402,600	407,000	413,600	420,200
	1500kmまで	251,900	265,100	317,900	353,100	356,400	359,700	424,600	429,000	435,600	442,200
	1600kmまで	267,300	280,500	336,600	372,900	376,200	379,500	448,800	453,200	459,800	466,400
	1700kmまで	280,500	293,700	353,100	390,500	393,800	397,100	470,800	475,200	481,800	488,400
	1800kmまで	293,700	306,900	369,600	408,100	411,400	414,700	492,800	497,200	503,800	510,400
	1900kmまで	306,900	320,100	386,100	425,700	429,000	432,300	514,800	519,200	525,800	532,400
	2000kmまで	320,100	333,300	402,600	443,300	446,600	449,900	536,800	541,200	547,800	554,400
	2100kmまで	333,300	346,500	419,100	460,900	464,200	467,500	558,800	563,200	569,800	576,400
	2200kmまで	346,500	359,700	435,600	478,500	481,800	485,100	580,800	585,200	591,800	598,400
	2300kmまで	359,700	372,900	452,100	496,100	499,400	502,700	602,800	607,200	613,800	620,400
	2400kmまで	372,900	386,100	468,600	513,700	517,000	520,300	624,800	629,200	635,800	642,400
	2500kmまで	386,100	399,300	485,100	531,300	534,600	537,900	646,800	651,200	657,800	664,400
	2600kmまで	399,300	412,500	501,600	548,900	552,200	555,500	668,800	673,200	679,800	686,400
	2700kmまで	412,500	425,700	518,100	566,500	569,800	573,100	690,800	695,200	701,800	708,400
	2800kmまで	425,700	438,900	534,600	584,100	587,400	590,700	712,800	717,200	723,800	730,400
	2900kmまで	438,900	452,100	551,100	601,700	605,000	608,300	734,800	739,200	745,800	752,400
	3000kmまで	452,100	465,300	567,600	619,300	622,600	625,900	756,800	761,200	767,800	774,400
	3100kmまで	465,300	478,500	584,100	636,900	640,200	643,500	778,800	783,200	789,800	796,400
	3200kmまで	478,500	491,700	600,600	654,500	657,800	661,100	800,800	805,200	811,800	818,400
	3300kmまで	491,700	504,900	617,100	672,100	675,400	678,700	822,800	827,200	833,800	840,400

2024年7月1日

○標準倉庫寄託約款（乙）

令和八年国土交通省告示第三百五十一号

目次

- 第一章 総則（第一条—第八条）
- 第二章 寄託の引受け及び受寄物の入庫（第九条—第十四条）
- 第三章 在庫証明書（第十五条）
- 第四章 受寄物の保管（第十六条—第二十三条）
- 第五章 受寄物の出庫（第二十四条—第二十八条）
- 第六章 引取りのない受寄物の処置（第二十九条—第三十二条）
- 第七章 受寄物の損害保険（第三十三条—第三十七条）
- 第八章 受寄物の損害賠償（第三十八条—第四十八条）
- 第九章 保管料、荷役料、手数料等（第四十九条—第五十二条）
- 特約条項（第一条—第十条）

第一章 総則

（本約款の適用）

第一条 当会社の締結する寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約については、この約款に定めるところによる。

2 この約款に規定していない事項については、法令及び慣習による。

（営業時間及び休業日）

第二条 当会社は、営業時間及び休業日を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当会社のウェブサイトに掲載する。

2 前項の営業時間及び休業日を臨時に変更する場合には、あらかじめ寄託者に通知するものとする。

（庫入、庫出その他の作業）

第三条 貨物の庫入及び庫出その他の作業は、全て当社が行う。ただし、当社が特に承認したときは、この限りでない。

（附帯業務等）

第四条 当会社は、搬出入車両内での手荷役、仕分、全数検品・開梱検品及びラベル貼りその他の通常倉庫業務（保管、庫入庫出）に附帯する業務について委託された場合、当社が別途定める料金又は実際に要した費用を請求することができる。

2 当会社は、十分な時間的余裕のない入出庫指図及び指図の取消しが発生した場合には別

途費用を請求することができる。

(書面による意思表示)

第五条 当社は、寄託者が当社に対して通知、指図その他意思表示を行うときは、当該寄託者に対し、書面、ファクシミリ装置又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当社で定めるものをいう。以下同じ。）によることを要求することができる。

(通知、催告)

第六条 寄託者は、その氏名若しくは名称、住所又は電話番号を変更したときは、遅滞なく当社に通知しなければならない。

2 当社の寄託者に対する通知又は催告は、当該寄託者を知ることができないとき又はその所在を知ることができないときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十八条に定める方法により行うことができる。

(動産譲渡登記の通知)

第七条 寄託者は、寄託物を目的とした動産譲渡登記がなされた場合は、その旨を当社に通知し、登記上の譲受人からの引渡請求に係る当社からの催告の送付先、責任者の職責及び氏名を書面、ファクシミリ装置又は電磁的方法により提出しなければならない。

2 前項に定める送付先に、配達証明付内容証明郵便により送付した催告書は、その催告書が通常到達すべきであった時に、当該寄託者に到達したものとみなす。

(業務上受領する金銭の利息)

第八条 当社は、業務上受け取った金銭に対しては、利息を付けない。

第二章 寄託の引受け及び受寄物の入庫

(寄託引受けの制限)

第九条 当社は、次の場合には、寄託の引受けをしないことができる。

- 一 当該寄託の申込みがこの約款によらないとき。
- 二 当該貨物が危険貨物、変質又は損傷しやすい貨物、荷造りの不完全な貨物その他の保管に適しない貨物と認められるとき。
- 三 当該貨物の保管に適する設備（自動化機器及び情報システムに関わるものを含む。）がないとき。
- 四 当該貨物の保管に関し特別の負担を求められたとき。
- 五 当該貨物の保管が法令の規定又は公序良俗に違反するとき。
- 六 寄託者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七

号) 第二条第二号に定める暴力団若しくはこれに準ずる組織又はその構成員若しくはその関係者と判断できる場合。

七 当該貨物の保管のための施設又は装置の機能に支障があるとき。

八 その他やむを得ない事由があるとき。

(寄託申込書)

第十条 寄託者は、貨物の寄託に際し、この寄託約款を承諾のうえ、当該貨物に関して次に掲げる事項を記載した書面（以下「寄託申込書」という。）を提出しなければならない。

一 貨物の種類、品名、個数、数量、単位及び荷造りの種類並びに記号・規格

二 危険物（少量危険物を含む。）であるときは、その旨

三 寄託者の氏名又は名称、住所及び電話番号

四 保管場所及び保管期間を定めたときは、その旨

五 貨物の寄託申込み当時の価額

六 貨物の保管又は荷役上特別の注意を要するときは、その旨

七 その他必要な事項

2 前項の寄託者は、寄託申込書の提出に代えて、寄託申込書に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該寄託者は、寄託申込書を提出したものとみなす。

3 当会社が寄託申込み前に貨物の送致を受けた場合において、当該貨物の寄託を引き受けたときは、寄託者は、当会社が送致を受けた日の日付により寄託申込書を提出しなければならない。この場合においては、寄託契約は、送致の日から効力を生じたものとみなす。

4 当会社は、寄託者が寄託申込書を提出しないため、寄託申込書に記載すべき事項を記載しないため又は寄託申込書に記載した事項が事実と相違するため生じた損害については、責任を負わない。

(寄託価額)

第十一条 受寄物の価額が明示されないとき又は寄託の申込みの際して明示された受寄物の価額を当会社が不相当と認めるときは、当会社は、貨物の引渡しを受けた後遅滞なく相当と認められる額をその価額と定め、寄託者に対してその旨を通知する。

(寄託契約の成立と貨物の引渡し)

第十二条 当会社が寄託の申込みを承諾したときは、寄託申込者は、約定の日時に約定の場所で貨物を引き渡さなければならない。

2 前項の場合において、当会社は寄託申込書に記載の貨物の引渡しを受けることにより、寄託契約の成立とする。

3 当会社は、貨物の引渡しを受けたときは、寄託者の請求により、貨物受取書又は入庫通知書を交付する。

- 4 前項の場合において、当社は、貨物受取書又は入庫通知書の交付に代えて、貨物受取書又は入庫通知書に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当社は、貨物受取書又は入庫通知書を交付したものとみなす。

(寄託承諾の取消し及び寄託契約の解除)

第十三条 当社が寄託の申込みを承諾し、又は寄託の申込みを承諾した貨物の引渡しを受けた後でも、次の事由があるときは、承諾を取り消し、又は契約を解除することができる。

- 一 第九条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
 - 二 前条第一項による貨物の引渡しがなされなかったとき。
 - 三 当該貨物の価額がその保管料その他の費用に満たなくなったとき。
 - 四 寄託者が正当な事由がなく受寄物の検査を拒絶したとき。
- 2 寄託者が当社に貨物を引き渡した後、当社が前項により契約を解除したときは、寄託者は、遅滞なく保管料、荷役料、立替金その他の費用を支払い、当社が指定する期間内に貨物を引き取らなければならない。
- 3 当社は、第一項により承諾の取消し又は契約の解除をしたことによる損害については、責任を負わない。
- 4 当社は、第二項の期間の経過した後は、貨物について生じた損害について責任を負わない。

(受寄物の検査)

第十四条 当社は、入庫に当たり積付け外観のみ検査し、受寄物の内容について検査を行わない。ただし、当社が受寄物の内容の検査を必要とする場合、寄託者の承諾を得て、かつ、寄託者の費用において受寄物の全部又は一部についてその内容を検査することができる。

- 2 前項ただし書の場合において、寄託者の承諾を求めるとまのないときは、その限りでない。

第三章 在庫証明書

第十五条 当社は、受寄物に対して、寄託者の請求があったときは、寄託者の費用において、証明基準日が記載された在庫を証する書面（以下「在庫証明書」という。）を交付することがある。

- 2 在庫証明書は、譲渡し、又は担保に供することができない。
- 3 前二項の在庫証明書は、証明基準日翌日以降の在庫を証しない。

第四章 受寄物の保管

(保管方法)

第十六条 当社は、受寄物を入庫当時の荷姿のまま当社が定めた方法により保管する。

- 2 当社は、寄託者の承諾を得ずに、受寄物を入庫当時の保管箇所又は保管設備の変更、受寄物の積換、他の貨物との混置その他の保管方法の変更をすることができる。ただし、特約がある場合は、この限りでない。

(面積建保管)

第十七条 当社は、寄託者と別段の特約をしたときは、当該寄託者のために、庫内の全部又は一部の面積を対象とする面積建保管をすることができる。

- 2 寄託者が寄託申込書等に寄託物の数量及び個数を記載しない場合であって、当社が受寄物の庫入庫出に際し、受寄物の数量又は個数を確認しないときは、これらの不足により生じた損害については、第十条第四項の規定を準用する。

(再寄託)

第十八条 当社は、やむを得ない事由があるときは、寄託者の承諾を得ないで、当社の費用で他の倉庫業者に受寄物を再寄託することができる。

(混合保管)

第十九条 当社は、一つの倉庫又は同一の保管場所若しくは保管地における多数の倉庫において、種類、品名及び記号・規格又はこれらに相当する事項が同一の受寄物を混合保管することができる。

- 2 当社は、一人の寄託者に対し、他の寄託者の同意なくして、混合保管した受寄物の中から当該寄託者の寄託に係るものと同一数量のものを返還することができる。
- 3 前項の規定は、寄託者の一人が自己の寄託に係る数量の受寄物を特定保管に転換するときに準用する。

(保管期間)

第二十条 受寄物の保管期間は、三月とし、受寄物を入庫した日から起算する。

- 2 前項の保管期間は、当社の承認を得て更新することができる。
- 3 第一項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。

(寄託価額の変更)

第二十一条 寄託者は、寄託物の価格に著しい変動があったときは、当社に対し、遅滞なく寄託価額の変更を申し出なければならない。

- 2 当社は、受寄物の寄託価額が不相当と認められるに至ったときは、寄託者と協議のうえ、相当と認められる価額に変更することができる。

(保管不適貨物の処置)

第二十二條 当社は、受寄物が次の事由に該当するときは、寄託者に対して、相当の期間を定めて適宜の処置をするように催告することができる。この場合において、寄託者は遅滞なく処置をしなければならない。

- 一 受寄物が保管に適しなくなつたと認められるとき。
 - 二 受寄物が倉庫又は他の受寄物に損害を与えるおそれがあるとき。
 - 三 その他やむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなつたとき。
- 2 寄託者が当社の定めた期間内に前項の催告に応じないとき又は当社が催告をするいとまがないときは、当社は、受寄物の廃棄その他の適宜の処置をすることができる。
- 3 前二項の処置によって生じた損害及びそれに要した費用は、当社の責に帰すべき事由に基づく場合でない限り、寄託者の負担とする。

(見本の摘出、寄託物の点検、保存)

第二十三條 寄託者が、寄託物の見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置をしようとするときは、入庫情報、在庫情報その他の当社が指定した事項を書面で当社に提出しなければならない。

- 2 前項の寄託者は、同項の書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該寄託者は、当該書面を提出したものとみなす。
- 3 見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置により荷造りを毀損し、又は価格に影響を及ぼすものと認めるときは、当社は、その旨を必要な書面に記載するか、当該書面に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供する。
- 4 見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置であっても、やむを得ない場合には、これを拒絶することができる。

第五章 受寄物の出庫

(出庫手続)

第二十四條 寄託物を出庫しようとする者は、当社が指定した事項を記入した書面を当社に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、寄託物を出庫しようとする者は、当社が指定した事項を記入した書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該者は、当該書面を提出したものとみなす。
- 3 当社は、寄託者が寄託物を第三者に対して債権の担保に供したときは、出庫の請求に関し、その第三者と第一項の規定と異なる特約をすることができる。

(出庫の拒絶)

第二十五条 当社は、保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金の支払いを受けない間は、出庫の請求に応じないことができる。この場合において、出庫の請求に応じないことによる損害については、当社は、その責任を負わない。

- 2 前項の場合において、受寄物の留置期間中の保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金は、寄託者の負担とする。

(出庫の一時拒絶)

第二十六条 当社は、停電その他のやむを得ない事情により、施設又は装置の機能に支障があるときは、出庫を一時拒絶することができる。

(一部の出庫の拒絶)

第二十七条 当社が必要と認めたときは、受寄物の一部の出庫を拒絶することができる。

(出庫手続済寄託物の引取りと出庫書類の流通禁止)

第二十八条 寄託物につき出庫の手続をした寄託者は、遅滞なくその貨物を引き取らなければならない。

- 2 当社の出庫指図書、出庫伝票、出庫依頼書その他の出庫に関する書類は、譲渡し、又は担保に供することができない。

第六章 引取りのない受寄物の処置

(引取りの請求)

第二十九条 当社は、保管期間満了の後に、寄託者に対し、受寄物の引取りを請求することができる。

- 2 前項の請求は、一定の日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記してすることができる。

(供託)

第三十条 寄託者が寄託物を受け取ることを拒み、若しくは受け取ることができないとき又は当社の過失なくして寄託者を確知することができないときは、当社は、その受寄物を供託することができる。

- 2 前項の規定により受寄物を供託したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確知することができないときは、この限りでない。

(競売)

第三十一条 当社は、前条第一項に規定する場合において、寄託者に対して期限を定めて受寄物の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、その受寄物を民事執行法（昭和五十四年法律第四号）に定める手続により競売することができる。

2 前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確知することができないときは、この限りでない。

（任意売却）

第三十二条 当社は、第三十条第一項に規定する場合において、寄託者に対して期限を定めて受寄物の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないとき、かつ、次の事由が発生したときは、競売に代えて寄託者の危険及び費用で任意に受寄物を売却又は処分することができる。この場合には、当社は、知れたる寄託者に対して、あらかじめその旨及び売却の期日を予告する。

一 受寄物の価格が保管料その他の費用及び競売費用を加えた額に満たないとき。

二 受寄物が損敗するおそれがあるとき。

2 当社は、過失なくして寄託者を確知することができないときは、前項と同様にこれを任意に売却又は処分することができる。

3 当社は、前二項により任意売却した受寄物の代価から保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金並びに任意売却のために要した費用を控除した後、その残額を寄託者に支払う。

第七章 受寄物の損害保険

（火災保険の付保）

第三十三条 当社は、反対の意思表示がない限り、寄託者のために、受寄物を当社が適当とする保険者の火災保険に付する。ただし、他の倉庫業者に再寄託した受寄物については、その再寄託を受けた倉庫業者がその適当とする保険者の火災保険に付するものとする。

2 受寄物の火災保険に関する事項は、全て当社（再寄託をした受寄物については、その再寄託を受けた倉庫業者をいう。以下第三十五条まで同じ。）と保険者との特約による。

3 当社は、寄託者に告知しないで、保険者を変更することができる。

（火災保険金額及び一部出庫による減額）

第三十四条 当社が前条第一項の規定により受寄物について締結する火災保険契約の保険金額は、受寄物の寄託価額とする。

2 火災保険に付した受寄物の一部を出庫したときは、その割合に応じて保険金額を減額する。

(損害てん補額の決定)

第三十五条 寄託者は、寄託物が罹災した場合に、罹災当時の価格及び損害の程度並びに損害てん補額を保険者と決定するに際しては、それぞれの金額について当社の承認を得なければならない。

2 前項の決定をするにあたって、寄託者に異議があつて保険者と協議が整わないときは、当社は、保険者と協議決定することができる。

(火災保険金の支払手続)

第三十六条 寄託者は、当社を経由して火災保険金の支払いを受けなければならない。

(告知義務違反等による損害の負担)

第三十七条 寄託者が火災保険契約の効力に関して影響を及ぼすような事項を告知せず、又は不実の告知をしたことによって生じた損害は、寄託者の負担とする。

第八章 受寄物の損害賠償

(責任の始期及び終期)

第三十八条 当社の受寄物に関する責任は、寄託者から受寄物の引渡しを受けたときに始まり、受寄物の引渡しをしたときに終わる。

2 当社は、受寄物の引渡しをした後は、当該貨物が当社の構内に残存する場合であっても、その保管の責任を負わない。

(賠償事由及び挙証責任)

第三十九条 寄託者に対して当社が賠償の責任を負う損害は、当社又はその使用人の故意又は重大な過失によって生じた場合に限る。

2 前項の場合に当社に対して損害賠償を請求しようとする者は、その損害が当社又はその使用人の故意又は重大な過失によって生じたものであることを証明しなければならない。

(再寄託物の責任)

第四十条 当社は、第十八条の規定により他の倉庫業者に受寄物を再寄託したときにおいても、この約款によって、その受寄物に関して責任を負う。

(免責事項)

第四十一条 次に掲げる損害については、当社は、その責任を負わない。

一 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、気候の変遷、爆発、原子力事故、戦争、事変、暴動、サイバー攻撃、パンデミック、強盗、労働争議、そ害、虫害、貨物の性質若しくは

欠陥、荷造りの不完全、防疫その他の抗拒又は回避することのできない災厄、事故、命令、処置又は保全行為によって直接と間接とを問わず生じた損害

二 第三十五条の規定により決定された損害を補額を超える火災による損害及び寄託者の申し出によって火災保険に付さなかった受寄物の火災による損害

三 寄託者に対して行う引取りの請求に定めた期限後において当該受寄物について生じた損害

(内容不検査貨物に対する免責)

第四十二条 当社は、受寄物の内容を検査しないときには、その内容と寄託申込書、貨物受取書、入庫通知書その他の当該受寄物に係る書面の記載内容との不一致については、責任を負わない。

(賠償額の算定)

第四十三条 受寄物の滅失又は損傷による損害に対する当社の賠償金額は、損害発生当時の時価若しくは発生の時期又はそのいずれもが不明であるときは、発見当時の時価により損害の程度に応じて算定する。ただし、時価が受寄物の火災保険金額又は寄託価額を超える場合は、その保険金額又は寄託価額により損害の程度に応じて算定する。

2 前項以外の損害に対する当社の賠償金額は、当該受寄物に対する既発生料金の総額を限度とする。

(損害受寄物に関する権利の取得)

第四十四条 当社が、滅失又は損傷した受寄物について、寄託者が算定した滅失又は損傷前におけるその受寄物の価額の全部を寄託者に賠償したときは、当社は、寄託者がその受寄物について有する一切の権利を取得する。

2 当社は、前項に基づいて権利を取得した受寄物について、売却、廃棄その他の任意の方法で処分することができる。

3 寄託者は、前項の処分に関連して発生した費用について、当社に対して請求することができない。

(引渡しによる責任の消滅)

第四十五条 当社は、寄託者（寄託者の代理人（受領に係るものに限る。）を含む。）が留保しないで寄託物を受け取った後は、保管料等の受領の有無にかかわらず、その貨物の損害について責任を負わない。

(寄託者の賠償責任)

第四十六条 寄託者は、第十条第四項の場合において、当社に与えた損害又は寄託物の性質若しくは欠陥により生じた損害については、過失の有無にかかわらず、賠償の責任を負

わなければならない。

(引取遅延による損害)

第四十七条 寄託者が第十三条第二項により引き取るべき貨物の引取りが遅れたために当社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第四十八条 当社が寄託の申込みを承諾した後に、寄託申込者が約定の日に貨物を引き渡さなかったときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡しのあった日まで又は予約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。

第九章 保管料、荷役料、手数料等

(料金の支払い)

第四十九条 寄託者は、当社が国土交通大臣に届け出た倉庫保管料及び倉庫荷役料その他の営業に関する料金を当社の定めた日又は第二十条の保管期間満了の日までに支払わなければならない。

2 寄託者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに期限の利益を喪失するとともに、全ての債務を直ちに当社へ支払わなければならない。

- 一 第三者から差押え、仮差押え、仮処分、強制執行又は競売等の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- 二 私的整理、会社更生、民事再生、破産、特別清算その他の法的整理手続開始の申立てを受け、又は自らこれらの申立てをしたとき。
- 三 自ら振出し又は引き受けた手形若しくは小切手の不渡りが発生したとき。
- 四 支払停止又は支払不能の状況に至る等、財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- 五 事業の全部又は重要な事業の一部を廃止したとき。
- 六 合併によらないで解散したとき。
- 七 本約款の規定に著しく違反したとき（本約款の規定に違反し、当社からの催告がなされても相当期間内に違反が解消されないときを含む。）。
- 八 寄託物を全量出庫しようとするとき。

(延滞金)

第五十条 寄託者は、当社が定めた日までに前条の料金を支払わないときは、その日の翌日から支払いのあった日までの年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を支払わなければならない。

(料金の変更)

第五十一条 当社は、料金を変更したときは、変更された日の属する期から、新料金により請求する。

(滅失受寄物の料金の負担)

第五十二条 当社は、受寄物が滅失したときは、滅失したときまでの料金を寄託者に請求することができる。ただし、当社の責に帰すべき事由により滅失した場合においては、当該保管期間に係る料金については、この限りでない。

特 約 条 項

当社は、保税蔵置場に保管される受寄物についての寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約に関しては、次の条項及び関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の規定によるほか、倉庫寄託約款を適用する。

(寄託に関する提出書類)

第一条 寄託者は、外国貨物の寄託申込書には、所要の記載事項のほかに、積載船舶の名称及びその国籍並びに入庫の際における貨物の検査の要否を記載しなければならない。

(入庫、見本の摘出、内容の点検、出庫等)

第二条 寄託者は、次の各号に掲げる場合には、税関長の承認書又は許可書を当会社に提出しなければならない。

- 一 保税蔵置場に外国貨物を入庫するとき。
 - 二 外国貨物の見本の摘出、内容の点検、改装、仕分その他の手入れ又は保存に必要な行為をするとき。
 - 三 外国貨物を保税蔵置場から出庫するとき。
 - 四 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日又はこれらの日以外の日税関執務時間外において外国貨物の取扱いを要するとき。
- 2 前項の規定は、輸入の許可を受けた貨物又は輸出しようとする貨物について準用する。
 - 3 前二項において、受寄物の入庫、出庫その他の取扱いについて必要な手続は、寄託者において行うものとする。

(保管期間)

第三条 当社は、寄託を受けた外国貨物の保管期間が法定蔵置期間を超える寄託者からの保税蔵置期間の延長請求に対しては、これを拒絶することができる。

(輸入手続完了後の受寄物)

第四条 寄託者は、外国貨物の輸入手続を完了したときは、遅滞なく寄託物を引き取らなければならない。

2 当社は、前項により引取りがなされないときは、寄託者の費用で受寄物を保税を目的としない倉庫に倉移しをすることができる。

3 当社は、第一項により引取りがなされないときは、寄託者に通知して受寄物の寄託価額を変更することができる。

(収容貨物の料金)

第五条 寄託者は、寄託物が収容されたときは、当該寄託物に関する保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金を遅滞なく当会社に支払わなければならない。

(収容貨物の公売等)

第六条 収容された受寄物が公売又は随意売却に付された場合において、その代金が法定費用に充てられた後残金のあるときは、当社は、その残金から保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金の支払いを受け、なお不足があるときは、寄託者に請求する。

2 前項の規定は、当社が寄託者に対し直接に債権の全額の請求をすることを妨げない。

(収容解除手続)

第七条 寄託者は、収容貨物の解除を申請しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならない。

(関税の提供)

第八条 寄託物が亡失し、又は滅却されても関税の納付を要するときは、寄託者は、遅滞なく当該寄託物に対する関税に相当する金額を当会社に提供しなければならない。ただし、当社の責に帰すべき事由により受寄物が亡失し、又は滅却されたときは、提供を受けた金額を返還する。

(延滞金)

第九条 寄託者が前条に規定する提供を怠った場合において、当社が寄託者の負担すべき関税を納付したときは、納付の日から年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した利息を請求する。

(免責事項)

第十条 当社は、次の損害については、責任を負わない。

- 一 税関が行う検査、収容その他の税関が行う措置により受寄物に関し生じた損害
- 二 税関の収容後、公売その他の諸手続により寄託者の受けることのある損害